

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和6年3月21日（木）

白井市役所東庁舎3階会議室302・303

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 議決事項

議案第1号 白井市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

議案第2号 白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第4号 白井市文化センター改修寄附金取扱要綱の制定について

議案第5号 令和6年度教育費補正予算（第1号）に係る意見聴取について

4. 報告事項

報告第1号 令和5年度末及び令和6年度白井市小中学校職員人事異動について

○出席委員等

教育長	井上 功
委員	齊藤 豊
委員	中里 敏康
委員	松田 加奈子
委員	久保 利枝

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長	宗政 隆雄
教育部参事	榛沢 宏一
教育総務課長	落合 一矢
生涯学習課長	山本 敏行
文化センター長	高花 宏行
書記	中村 妃佐
書記	鈴木 美菜

午後4時00分 開会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、ただいまより令和6年第2回白井市教育委員会臨時会を開会します。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは初めに、出席者数を御報告いたします。

本日の出席委員数は、5人全員ですので、会議は成立です。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○事務局 日程2、会議録の署名人は、教育長より事前に齊藤委員、中里委員が指名されております。よろしくお願いいたします。

○非公開案件について

○事務局 次に、非公開案件についてお諮りします。

報告第1号 「令和5年度末及び令和6年度白井市小中学校職員人事異動について」は、白井市情報公開条例第9条第1項第7号に該当するため、非公開としたいと考えます。いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 それでは、報告第1号は非公開とします。

これより議事に入ります。

本日の議事進行は、教育長にお願いいたします。

議案第1号 「白井市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」

○井上教育長 それでは、日程3、議決事項を行います。

議案第1号 「白井市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」、説明をお願いします。

○榛沢教育部参事 それでは、議案第1号 「白井市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」、御説明いたします。

本案は、白井市小中学校及び中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の任期満了に伴い、新たに委嘱するために提案するものです。

それでは、裏面になりますが、令和6年から8年度の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の一覧を御覧ください。

学校保健安全法第23条に基づき、児童生徒の健康診断、校内の環境衛生等の職務として、白井市医師会、歯科医師会、学校薬剤師会より御推薦いただき、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年間、ここに記載された方々を委嘱する予定でございます。

以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号につきまして、御質問等がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号につきましては原案のとおり決定いたします。

議案第2号 「白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」

議案第 3 号 「白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」

○井上教育長 次に、議案第 2 号 「白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第 3 号 「白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、関連する提案となりますので、一括で説明をお願いします。

○宗政教育部長 議案第 2 号及び議案第 3 号について、御説明させていただきます。

議案第 2 号 「白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第 3 号 「白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、御説明いたします。

本案は、千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴い、学校教職員を対象とした子育て部分休暇が新設されたため、所要の改正を行うものです。

子育て部分休暇、この休暇は小学校就学の始期、小学校 1 年生から満 9 歳に達する年度末までの子、小学校 3 年生までの子を養育するため、1 日の勤務時間の一部について、勤務しないことが承認される休暇です。

議案第 2 号の管理規則においては、第 4 3 条第 4 項本文に、子育て部分休暇を加えるものでございます。

議案第 3 号の服務規程においては、第 1 0 条中 7 項の次に子育て部分休暇に関する項目として、第 8 項、第 9 項、第 1 0 項の三つの項目を加え、申請様式等を新たに追加するものでございます。

また、三つの項目を追加したことに伴い、第 1 0 条中第 8 項は第 1 1 項となります。

なお、それぞれの規程は、令和 6 年 4 月 1 日施行するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、この議案第 2 号及び第 3 号について、御質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第 2 号及び議案第 3 号、一括してお諮りします。

議案第 2 号及び議案第 3 号について、原案のとおり決定することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第 2 号及び議案第 3 号は原案のとおり決定いたします。

議案第 4 号 「白井市文化センター改修寄附金取扱要綱の制定について」

○井上教育長 次に、議案第 4 号 「白井市文化センター改修寄附金取扱要綱の制定について」、説明をお願いします。

○高花文化センター長 それでは、議案第 4 号 「白井市文化センター改修寄附金取扱要綱の制定について」、御説明いたします。

まず、提案理由でございますが、白井市文化センター改修基金条例に規定する寄附金の取扱いについて定める要綱を制定したいので提案するものです。

裏面を御覧ください。

白井市文化センター改修寄附金取扱要綱は全 5 条で構成しており、新規制定となりますので、それ

それぞれについて御説明いたします。

第1条は、この要綱の趣旨について定めるもので、白井市文化センター改修基金条例第2条第2号に規定する寄附金の取扱いに関し、別に定めるもの。こちらは主に白井市まちづくり寄附金条例に基づく寄附金を指しておりますが、本要綱では、この白井市まちづくり寄附金条例に定める寄附以外について必要な事項を定めるものとしております。

なお、白井市文化センター改修基金条例の番号が空欄となっておりますが、こちらは現在、令和6年第1回市議会定例会に提案中であり、議決後に番号が付される予定でございます。

第2条は、寄附金の申込方法及び返還方法などについて定めるもので、インターネットの利用、そのほか教育委員会が別に定める方法により申し込む場合は、白井市文化センター改修寄附金申込書、別記第1号様式により受け付けるものとしています。

また、併せて寄附金が公の秩序、または善良の風俗に反するものと認められるときは、寄附金の受入を拒否し、または収受した寄附金を返還することができること。そして、寄附金の受入を拒否し、または収受した寄附金を返還したときは、その理由及び経過を記録しておかなければならないこととしております。

第3条は、寄附金を受領した際の証明書の交付について定めるもので、寄附金を収受したときは寄附者に受領した旨の証明書を交付するとともに、証明書の紛失や破損、汚損による再交付の申請があった場合には、再交付することができるものとしています。

第4条は、寄附金台帳の作成について定めるもので、寄附金を適正に管理するため、白井市文化センター改修寄附金台帳、別記第2号様式を作成するものとしています。

第5条は、寄附金の公表方法について定めるもので、寄附者が公表を希望しない場合を除き、毎年5月末までに前年度の寄附者の氏名及び住所、寄附金の額、その他、必要な事項を公表するものとし、併せて公表方法について規定しています。

最後に、附則として、この要綱は令和6年4月1日から施行するものです。

以上をもちまして、議案第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○井上教育長 ありがとうございました。

それでは、この議案第4号につきまして、質問等がありましたらお願いします。

○中里委員 取扱いとは違うかもしれないのですが、寄附金の最低額は決まっているのですか。

○高花文化センター長 特に取決めはございません。

○中里委員 失礼ながら、例えば1円、100円の寄付の場合も、こういう台帳は作るものなんでしょうか。

○高花文化センター長 例規の担当とは、既に施行されている、まちづくり寄附金条例があるのですが、けれども、そちらでも、最低金額については規定がないということで、同様にこちらでも、そこについては別に定める必要がないというようなことで話をいただいておりますので、同様に定めたところではあります。

実際、どういうふうにお持ちになられるかというところはあるかもしれないのですが、現状としては、そこまでの規定は、先行例もないということで、この取扱要綱も定めないということとしております。

○中里委員 もう一点、お願いします。最後のほうの公表の仕方で、(4)のその他効果的に周知で

きる方法というのは、今時点で、どのようにお考えでしょうか。

○高花文化センター長 現状、まだ詳細については今後なのですけれども、一つとしては、文化センター内のどこかにそういったコーナーを設けて、掲示するなりということを考えております。

以上です。

○中里委員 ありがとうございます。

○松田委員 実際に、この寄附金の申込・募集をするのは、いつ頃からなのかと、周知方法を教えていただきたいです。

○高花文化センター長 ただいま、この大本となる基金の条例を今議会に提案してございますので、それが可決されれば4月1日付で施行されますので、それを受けまして、なるべく早い時期ということで考えております。例えば、広報紙に載せる場合は、締め切りが1か月前となっておりますので、新年度に入りましてから、なるべく早く周知は図っていきたいと考えております。

○松田委員 ありがとうございます。

○井上教育長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第4号についてお諮りします。

議案第4号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第4号につきましては原案のとおり決定いたします。

議案第5号 「令和6年度教育費補正予算（第1号）に係る意見聴取について」

○井上教育長 次に、議案第5号 「令和6年度教育費補正予算（第1号）に係る意見聴取について」、説明をお願いします。

○落合教育総務課長 それでは、議案第5号 「令和6年度教育費補正予算（第1号）に係る意見聴取について」を御説明させていただきます。

本案につきましては、令和6年第1回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたため提案するものでございます。

次のページに補正予算の一覧表を添付させていただいておりますので、そちらを御覧ください。

初めに、一般会計の歳出について御説明させていただきます。

1番、教育総務課、9款1項2目、教育総務費、事務局費、1事業、常勤特別職人件費、41万2,000円の増額につきましては、特別職報酬等審議会の方針に基づき、給料月額の変動及び通勤手当を支給することに伴い所要額を計上するものでございます。

内訳につきましては、2節、給料、給料は月額1万6,000円の増、3節、職員手当等のうち、期末手当が年額8万3,000円の増。また、通勤手当につきましては、新たに支給されることとなり、月額1万円となっております。4節、共済費は人件費の増額によるものの影響となります。

続きまして、2番、教育支援課、9款1項3目、教育総務費、指導費、1事業、指導事務に要する経費、312万8,000円の増額につきましては、急な職員の退職や新規採用職員の辞退が生じたことで、令和6年4月の職員配置状況を踏まえ、最低限必要な職員の課内配置が難しいことから、会計年度任用職員を確保するために所要額を計上するものでございます。

続きまして、3番、文化センター、9款4項5目、社会教育費、文化センター費、2事業、文化センター管理運営に要する経費及び4番、9目、社会教育費、文化会館費、1事業、文化会館の管理費、運営に要する経費の103万7,000円及び312万8,000円の増額につきましては、先ほどと同様の理由により、会計年度任用職員を確保するために所要額を計上するものでございます。

続きまして、一般会計の歳入につきまして、御説明させていただきます。

1番、教育支援課及び2番、文化センター21款3項2目、1節、雑入、それぞれの1万5,000円の増額につきましては、歳出で御説明させていただきました会計年度任用職員の採用によって生じる雇用保険の自己負担分を計上したものとなっております。

以上が議案第5号の説明となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、この議案第5号につきまして、質問がありましたらお願いします。

○中里委員 歳出の2番、3番、4番をまとめて教えていただきたいのですけれども、この最低限必要な職員が足りないということで、実際に何人足りていないので、この増額になるのでしょうか。

○落合教育総務課長 2番、3番、4番、それぞれ1名でございます。

○中里委員 ありがとうございます。

○井上教育長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、お諮りします。

議案第5号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第5号につきましては原案のとおり決定いたします。

それでは、これより非公開案件に入ります。

非公開案件 報告第1号 「令和5年度末及び令和6年度白井市小中学校職員人事異動について」

○井上教育長 以上で、本日の議決事項、報告事項に係る議事を終わります。

この後の進行は事務局にお返しします。

○事務局 井上教育長、ありがとうございました。これより、事務局が進行を行います。

○教育長閉会宣言

○事務局 日程5、閉会宣言。 井上教育長、お願いします。

○井上教育長 これをもちまして、令和6年第2回白井市教育委員会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午後4時29分 閉 会